

小牧市教育委員会聴聞等手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

小牧市教育委員会

教育長 中 川 宣 芳

小牧市教育委員会規則第 3 号

小牧市教育委員会聴聞等手続規則の一部を改正する規則

小牧市教育委員会聴聞等手続規則（平成 6 年小牧市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 1 5 条第 3 項」を「第 1 5 条第 4 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 条例第 1 5 条第 4 項（条例第 2 2 条第 3 項（条例第 2 5 条後段において準用する場合を含む。）及び第 2 9 条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁等（条例第 2 条第 3 号に規定する行政庁等をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と第 4 項に規定する聴聞公示通知書に掲げる事項（以下「公示事項」という。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 行政庁等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

3 法第 1 5 条第 4 項及び条例第 1 5 条第 4 項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び行政庁等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、公示事項を表示して行うものとする。

第 1 6 条第 2 項中「第 1 5 条第 3 項」を「第 1 5 条第 4 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第 3 1 条において準用する法第 1 5 条第 4 項及び条例第 2 9 条において準用する条例第 1 5 条第 4 項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び行政庁等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態

に置く場合においては、次項に規定する弁明の機会付与公示通知書に掲げる事項を表示して行うものとする。

様式第２及び様式第１７中「名あて人」を「名宛人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。